

喬木村議会新型コロナウイルス
感染症対応マニュアル

令和2年4月28日

喬 木 村 議 会

1 趣 旨

このマニュアルは、喬木村議会運営と喬木村議会議員（以下「議員」とする。）が行う新型コロナウイルス感染予防対策及び議員又はその家族が、感染症を発症した場合などの取り扱いについて定めるものとする。

2 感染予防対策

議員は、次により感染予防対策に努めるものとする。

- (1) 手指の消毒、手洗い、咳エチケットを徹底する。
- (2) マスクの着用
- (3) 議場、会議室等は可能な限り窓は開放して行う。窓を開放出来ない場合は、概ね1時間に1回の換気を行う。
- (4) 近距離での接触制限（電話、メール等の積極的な活用）
- (5) 定期的な検温など、平常時における健康状態を把握する。特に定例会開会前14日間は「体温チェック記録簿（様式2）」に記録する。
- (6) 不要不急の外出を自粛し、3密（密閉、密集、密接）を避ける。
- (7) 海外渡航の自粛。
- (8) 議員及び家族が県外へ移動した場合は（様式1）に記録し、事務局へ後日報告する。なお、帰宅した日から概ね14日間は、毎朝（様式2）に検温記録して体調に異常がないか経過観察する。

3 症状がある場合

- (1) 議員は、発熱等風邪の症状が発生した場合は、自宅療養するものとする。
- (2) 議員又はその家族が次のいずれかに該当する場合は、議長と議会事務局（以下「事務局」という。）に報告し指示に従う。
 - ①風邪の症状や37.5度以上の発熱（基礎体温より1度以上の発熱）と症状が4日以上改善しない場合。
 - ②病気治療中若しくは持病のある者は、①の症状が2日以上改善しない場合。
 - ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。

4 保健所等へ相談し医療機関を受診した場合

議員は、3（2）の場合で保健所に相談し医療機関を受診したときは、結果を議長と事務局へ報告するものとする。なお、議員又はその家族が検体を採取された場合も、速やかに議長と事務局へ報告するものとする。

5 感染が判明した場合

議員は、議員又はその家族の感染が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに議長と事務局へ報告し、事務局は新型コロナウイルス感染症

対策本部（以下「本部」という。）へ報告するものとする。また、保健所等から連絡、指示があった場合は、その都度、事務局へ報告するものとする。

感染が判明した場合、事務局は保健所の指示等に従い、次の（１）から（３）までを行うものとする。

- （１）議場、委員会室、会議室、議員執務室及び関連什器・機器等の消毒。
- （２）当該議員へのヒアリング、行動履歴や経過等の把握及び事務局内等における濃厚な接触があったと思われる者（以下「濃厚接触者」という。）の抽出と議長及び本部への状況報告。
- （３）議員への状況報告。

6 濃厚接触者とされた場合

議員は、議員又はその家族が、保健所より濃厚接触者とされた場合は、保健所等の指示に従い行動するとともに、速やかに議長と事務局へ報告し、事務局は本部へ報告するものとする。また、保健所等から連絡、指示があった場合は、その都度、事務局へ報告するものとする。

7 新型コロナウイルス感染事例が発生した場合

次の（１）から（４）により新型コロナウイルスの感染事例が発生した場合は、議会運営委員会を開催し、会議の短縮、日程の変更及び中止等の検討を行う。

- （１）村内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合。
- （２）村内施設新型コロナウイルスの感染事例が発生した場合。
- （３）村職員から新型コロナウイルス感染者が発生した場合。
- （４）議員から新型コロナウイルス感染者が発生した場合。

8 正副議長に事故あるときの職務代理について

正副議長に事故あるときの職務を代理する者の順位を予め（別表 1）に定める。

9 会議の開催について

議長は、必要に応じて対策室を議員執務室に設置し、対応を協議することができる。対策室は実際に設置する場合の他に ICT を活用してセンター機能を持たせ協議することもできる。

10 この対応マニュアルは令和 2 年 5 月 1 日より実施し、このマニュアルに掲載のない事項及び内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し見直すものとする。